

令和4年12月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されている部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
1	・成田市情報公開条例	3
	・成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例	6
	・成田市行政不服審査法施行条例	9
	・成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	11
3	・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	11
4	・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	25
	・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	27
	・成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	29
	・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	29
	・成田市職員の定年等に関する条例	30
	・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	39
	・成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	39
	・成田市職員の育児休業等に関する条例	42
	・一般職職員の給与に関する条例	45
	・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	55
5	・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	56
6	・一般職職員の給与に関する条例	56
7	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	68
8	・特別職の職員の給与に関する条例	69
9	・成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例	70
10	・成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	71

○議案第1号資料

・成田市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 法令若しくは条例の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び<u>氏名並びに</u>当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(部分開示)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>(部分開示)</p> <p>第8条 略</p>

現行	改正案
<p>2 開示請求に係る公文書に<u>前条第2号</u>の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(<u>第7条第1号に該当する情報を除く。</u>)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>2 開示請求に係る公文書に<u>前条第1号</u>の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が <u>第7条第2号イ又は同条第3号ただし書</u> に規定する情報に該当すると認められるとき。	(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が <u>第7条第1号イ又は同条第2号ただし書</u> に規定する情報に該当すると認められるとき。
(2) 略	(2) 略
3 略	3 略
(費用負担)	(手数料等)
第18条 公文書の開示に係る手数料は、徴収しない。	第18条 開示請求に係る公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。
2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与及び送付に要する費用を負担しなければならない。	2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の交付を受けるものは、別表に定める手数料を納付しなければならない。
	3 前項の手数料は、第16条の規定による開示の実施の際に納付しなければなら

現行	改正案									
	<p><u>ない。</u></p> <p>4 <u>手数料の納付後において、請求事項を変更し、又は取り消しても、既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の文書又は図画の写しその他の物品の送付を求めるものは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(減免)</u></p> <p><u>第18条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公文書の種類</th><th>開示の実施の方法</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>文書、図画及び電磁的記録</u></td><td><u>写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。)(単色刷り)の交付</u> <u>写し(多色刷り)の交付</u></td><td><u>1枚につき 10円</u></td></tr> <tr> <td><u>電磁的記録</u></td><td><u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写し</u></td><td><u>電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額</u></td></tr> </tbody> </table>	公文書の種類	開示の実施の方法	金額	<u>文書、図画及び電磁的記録</u>	<u>写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。)(単色刷り)の交付</u> <u>写し(多色刷り)の交付</u>	<u>1枚につき 10円</u>	<u>電磁的記録</u>	<u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写し</u>	<u>電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額</u>
公文書の種類	開示の実施の方法	金額								
<u>文書、図画及び電磁的記録</u>	<u>写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。)(単色刷り)の交付</u> <u>写し(多色刷り)の交付</u>	<u>1枚につき 10円</u>								
<u>電磁的記録</u>	<u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写し</u>	<u>電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額</u>								

現行	改正案
	<u>たものの交付</u>
	<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>公文書の写しを交付する場合は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の公文書の写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</u></p> <p>2 <u>公文書の写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷又は出力をするときは、片面を1枚として算定する。</u></p> <p>3 <u>電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において、実施機関が適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは、無料とする。</u></p>

・成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正案
(設置)	(設置)
第1条 成田市情報公開条例(平成17年条例第52号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び成田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、成田市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。	第1条 成田市情報公開条例(平成17年条例第52号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)その他法令に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、成田市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 略	第2条 略
(1) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。), 教育委員会,	(1) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。), 教育委員会,

現行	改正案
選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。	選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会(次条第1項第2号及び第3号に定める事務についてこの条例を適用する場合には、議会を除く。)をいう。
(2) 質問実施機関 情報公開条例第20条第1項及び個人情報保護条例第44条第1項の規定により審査会に質問した実施機関をいう。	(2) 質問実施機関 情報公開条例第20条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に質問した実施機関をいう。
(3) 略	(3) 略
(4) 保有個人情報 個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等、個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等及び個人情報保護条例第41条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。	(4) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項本文に規定する訂正決定等及び個人情報保護法第102条第1項本文に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項本文に規定する保有個人情報をいう。)をいう。
(所掌事務)	(所掌事務)
第3条 略	第3条 略
(1) 情報公開条例第20条第1項又は個人情報保護条例第44条第1項の規定による質問に応じ、審査請求について調査審議し、答申すること。	(1) 情報公開条例第20条第1項の規定による質問に応じ、審査請求について調査審議し、答申すること。
(2) 個人情報保護条例第7条第2項第9号若しくは同条第3項第2号、第9条第1項第7号又は第11条第2項の規定により意見を述べること。	(2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する機関として、同項の規定による質問に応じ、審査請求について調査審議し、答申すること。
(3) 略	(3) 個人情報保護法第129条に規定する合議制の機関として、成田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)第6条の規定による質問に応じ、意見を述べること。
2 略	2 略

現行	改正案
(審査会の調査権限)	(審査会の調査権限)
第8条 略	第8条 略
2・3 略	2・3 略
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に <u>その主張を記載した書面</u> (以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をることができる。
(意見書等の提出)	(主張書面等の提出)
第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	第10条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(提出資料の閲覧等)	(提出資料の閲覧等)
第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。	第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

現行	改正案
2 前項の規定による写しの交付に係る <u>費用負担</u> については、情報公開条例及び個人情報保護条例の例による。	2 前項の規定による写しの交付に係る <u>手数料</u> は、情報公開条例による審査請求に係る事件にあっては成田市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第2号)の例により、個人情報保護法による審査請求に係る事件にあっては成田市行政不服審査法施行条例に定めるところによる。
3 審査会は、第1項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る <u>意見書</u> 又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	3 審査会は、第1項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る <u>主張書面</u> 又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
4 略	4 略

・成田市行政不服審査法施行条例新旧対照表

現行	改正案
(手数料) 第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める額(以下「手数料」という。)は、別表のとおりとする。	(手数料) 第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(<u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第57号)第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める額(以下「手数料」という。)は、別表のとおりとする。
(納付等) 第3条 手数料は、法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)又は法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付の請	(納付等) 第3条 手数料は、法第38条第1項(法第9条第3項又は <u>個人情報の保護に関する法律</u> 第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)又は法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による読み替え

現行	改正案
<p>求をする際又は当該請求に係る対象書面等(令第10条第1号に規定する対象書面等の写し, 同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は令第23条の規定により読み替えて準用する令第10条第1号に規定する対象主張書面等の写しをいう。以下同じ。)の交付を受ける際に納付しなければならない。</p>	<p>て準用する法第78条第1項の規定による交付の請求をする際又は当該請求に係る対象書面等(令第10条第1号に規定する対象書面等の写し, 同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は令第23条の規定により読み替えて準用する令第10条第1号に規定する対象主張書面等の写しをいう。以下同じ。)の交付を受ける際に納付しなければならない。</p>
<p>2 略 (減免)</p>	<p>2 略 (減免)</p>
<p>第4条 審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁, 他の法令において法第38条第5項の規定を準用する場合にあっては当該他の法令に定めるものは, 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは, 手数料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>第4条 審理員(法第9条第3項に規定する場合及び個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により法第38条第5項の規定を読み替えて適用する場合にあっては審査庁, 他の法令において法第38条第5項の規定を準用する場合にあっては当該他の法令に定めるものは, 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは, 手数料の全部又は一部を免除することができる。</p>
<p>2 次条に規定する審査会は, 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは, 手数料の全部又は一部を免除することができる。 (行政不服審査会)</p>	<p>2 次条に規定する審査会(別に定める同条に規定する機関を含む。)は, 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは, 手数料の全部又は一部を免除することができる。 (行政不服審査会)</p>
<p>第5条 法第81条第1項の規定に基づく法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関は, 成田市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。</p>	<p>第5条 法第81条第1項の規定に基づく法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関は, 別に定めるものを除くほか, 成田市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。</p>

・成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(秘密保持義務等) 第13条 指定管理者又はその管理する施設の管理業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、 <u>成田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号)</u> 第12条及び第13条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。	(秘密保持義務等) 第13条 指定管理者又はその管理する施設の管理業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> 第66条及び第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

○議案第3号資料

・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行	改正案										
別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの	別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>高校生等の医療費等を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「高校生等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの	2 市長	高校生等の医療費等を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「高校生等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
執行機関	事務										
1 市長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの										
執行機関	事務										
1 市長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの										
2 市長	高校生等の医療費等を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「高校生等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの										

現行		改正案	
② 市長	母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費等の一部を助成する事務(以下「母子家庭等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの	③ 市長	母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費等の一部を助成する事務(以下「母子家庭等医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
③ 市長	在宅のねたきり高齢者又はその養護者に対し、ねたきり高齢者福祉手当を支給する事務(以下「ねたきり高齢者福祉手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの	④ 市長	在宅のねたきり高齢者又はその養護者に対し、ねたきり高齢者福祉手当を支給する事務(以下「ねたきり高齢者福祉手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの
④ 市長	重度認知症高齢者の介護者に対し、重度認知症高齢者介護手当を支給する事務(以下「重度認知症高齢者介護手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの	⑤ 市長	重度認知症高齢者の介護者に対し、重度認知症高齢者介護手当を支給する事務(以下「重度認知症高齢者介護手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤ 市長	重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、医療費の一部を助成する事務(以下「重心医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの	⑥ 市長	重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、医療費の一部を助成する事務(以下「重心医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
⑥ 市長	心身障害児、心身障害者、心身障害者の養護者又は心身障害児の保護者に対し、障害者福祉手当を支給する事務(以下「障害者福祉手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの	⑦ 市長	心身障害児、心身障害者、心身障害者の養護者又は心身障害児の保護者に対し、障害者福祉手当を支給する事務(以下「障害者福祉手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑦ 市長	障害者又は障害児が地域生活支援サービスを利用した場合に、その費用の一部を障害者又は障害児の保護者に対し助成する事務(以下「地域生活支援助成事務」という。)であって規則で定めるもの	⑧ 市長	障害者又は障害児が地域生活支援サービスを利用した場合に、その費用の一部を障害者又は障害児の保護者に対し助成する事務(以下「地域生活支援助成事務」という。)であって規則で定めるもの
⑧ 市長	日常生活用具の給付及びその取付けに要する費用の助成並びに日常生活用具の貸与に関する事務(以下「日常	⑨ 市長	日常生活用具の給付及びその取付けに要する費用の助成並びに日常生活用具の貸与に関する事務(以下「日常

現行		改正案	
	生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの		生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの
<u>9</u> 市長	在宅の <u>小児慢性特定疾病児童</u> に対し、日常生活用具を給付する事務(以下「 <u>疾病児童日常生活用具給付事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの	<u>10</u> 市長	在宅の <u>小児慢性特定疾病児童等</u> に対し、日常生活用具を給付する事務(以下「 <u>疾病児童等日常生活用具給付事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの
<u>10</u> 市長	軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事務(以下「 <u>補聴器購入費助成事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの	<u>11</u> 市長	軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事務(以下「 <u>補聴器購入費助成事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの
<u>11</u> 市長	グループホーム等に入居する障害者に対し、その家賃の一部を助成する事務(以下「 <u>グループホーム等家賃助成事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの	<u>12</u> 市長	グループホーム等に入居する障害者に対し、その家賃の一部を助成する事務(以下「 <u>グループホーム等家賃助成事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの
<u>12</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務(以下「 <u>外国人生活保護事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの	<u>13</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務(以下「 <u>外国人生活保護事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの
<u>13</u> 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、当該児童生徒又は入学予定者の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下「 <u>就学援助事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの	<u>14</u> 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、当該児童生徒又は入学予定者の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下「 <u>就学援助事務</u> 」という。)であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務	特定個人情報
	略	

別表第2

執行機関	事務	特定個人情報
	略	

現行			改正案		
5 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報, 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給, 地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「<u>介護保険給付等関係情報</u>」という。), 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「<u>公営住宅管理関係情報</u>」という。), 子ども医療費助成事務に関する情報(以下「<u>子ども医療費助成関係情報</u>」という。), 母子家庭等医療費助成事務に関する情報(以下「<u>母子家庭等医療費助成関係情報</u>」という。), <u>ねたきり高齢者福祉手当支給事務</u>に関する情報(以下「<u>ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報</u>」といいう。), <u>重度認知症高齢者</u></p>	5 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給, <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u>, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報, 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給, 地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「<u>介護保険給付等関係情報</u>」といいう。), 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「<u>公営住宅管理関係情報</u>」といいう。), <u>健康増進法(平成14年法律第103号)</u>による<u>健康増進事業の実施</u>に関する情報, 子ども医療費助成事務に関する情報(以下「<u>子ども医療費助成関係情報</u>」といいう。), <u>高校生等医療費助成事務</u>に関する情報(以下「<u>高校生等医療費助成関係情報</u>」といいう。), 母子家庭等医療費助成事務に関する情報(以下「<u>母子家庭等医療費助成関係情報</u>」といいう。)</p>

現行	改正案
<p>介護手当支給事務に関する情報(以下「重度認知症高齢者介護手当支給関係情報」という。), 重心医療費助成事務に関する情報(以下「重心医療費助成関係情報」という。), 障害者福祉手当支給事務に関する情報(以下「障害者福祉手当支給関係情報」という。), 地域生活支援助成事務に関する情報(以下「地域生活支援助成関係情報」という。), 日常生活用具給付等事務に関する情報(以下「日常生活用具給付等関係情報」という。), <u>疾病児童日常生活用具給付事務</u>に関する情報(以下「<u>疾病児童日常生活用具給付関係情報</u>」という。), 補聴器購入費助成事務に関する情報(以下「補聴器購入費助成関係情報」という。)又はグループホーム等家賃助成事</p>	<p>「母子家庭等医療費助成関係情報」という。), めたきり高齢者福祉手当支給事務に関する情報(以下「めたきり高齢者福祉手当支給関係情報」という。), 重度認知症高齢者介護手当支給事務に関する情報(以下「重度認知症高齢者介護手当支給関係情報」という。), 重心医療費助成事務に関する情報(以下「重心医療費助成関係情報」という。), 障害者福祉手当支給事務に関する情報(以下「障害者福祉手当支給関係情報」という。), 地域生活支援助成事務に関する情報(以下「地域生活支援助成関係情報」という。), 日常生活用具給付等事務に関する情報(以下「日常生活用具給付等関係情報」という。), <u>疾病児童等日常生活用具給付事務</u>に関する情報</p>

現行			改正案		
務に関する情報(以下「グループホーム等家賃助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			(以下「 <u>疾病児童等日常生活用具給付関係情報</u> 」という。), 補聴器購入費助成事務に関する情報(以下「 <u>補聴器購入費助成関係情報</u> 」といいう。)又はグループホーム等家賃助成事務に関する情報(以下「グループホーム等家賃助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの		
略			略		
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 子ども医療費助成関係情報, 母子家庭等医療費助成関係情報, 重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 子ども医療費助成関係情報, <u>高校生等医療費助成関係情報</u> , 母子家庭等医療費助成関係情報, 重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
略			略		
12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は保健	地方税関係情報, 介護保険給付等関係情報, 生活保護関係情報, 重心医療費助成関係情報又は外国人生活保	12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は保健	地方税関係情報, 介護保険給付等関係情報, 生活保護関係情報, <u>母子家庭等医療費助成関係情報</u> , 重心医療

現行			改正案		
	事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	護関係情報であって規則で定めるもの		事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、公営住宅管理関係情報、子ども医療費助成関係情報、母子家庭等医療費助成関係情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、重心医療費助成関係情報、障害者福祉手当支給関係情報、地域生活支援助成関係情報、日常生活用具給付等関係情報、 <u>疾病児童日常生活用具給付関係情報</u> 、補聴器購入費助成関係情報又はグループホーム等家賃助成関係情報であって規則で定めるもの	13 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、公営住宅管理関係情報、子ども医療費助成関係情報、 <u>高校生等医療費助成関係情報</u> 、母子家庭等医療費助成関係情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、重心医療費助成関係情報、障害者福祉手当支給関係情報、地域生活支援助成関係情報、日常生活用具給付等関係情報、 <u>疾病児童等日常生活用具給付関係情報</u> 、補聴器購入費助成関係情報又はグループホーム等家賃助成関係情報であって規則で定めるもの
略			略		
15 市長	健康増進法(平成14年法)	生活保護関係情報又は外国	15 市長	健康増進法による健康	生活保護関係情報又は外国

現行			改正案		
	<u>律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの		<u>増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
略					
17 市長	子ども医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、母子家庭等医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	17 市長	子ども医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、母子家庭等医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			18 市長	<u>高校生等医療費助成事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、母子家庭等医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定める</u>

現行			改正案		
					もの
<u>18</u> 市長	母子家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。), 子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>19</u> 市長	母子家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。), 子ども医療費助成関係情報, <u>高校生等医療費助成関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>19</u> 市長	ねたきり高齢者福祉手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手	<u>20</u> 市長	ねたきり高齢者福祉手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手

現行			改正案		
		当の支給に関する情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、障害者福祉手当支給関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			当の支給に関する情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、障害者福祉手当支給関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>20</u> 市長	重度認知症高齢者介護手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、障害者福祉手当支給関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>21</u> 市長	重度認知症高齢者介護手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、障害者福祉手当支給関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>21</u> 市長	重心医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支	<u>22</u> 市長	重心医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支

現行			改正案		
		援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>22</u> 市長	障害者福祉手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。), 生活保護関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報, ネタきり高齢者福祉手当支給関係情報, 重度認知症高齢者介護手当支給関係情報又は外国	<u>23</u> 市長	障害者福祉手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。), 生活保護関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報, ネタきり高齢者福祉手当支給関係情報, 重度認知症高齢者介護手当支給関係情報又は外国

現行			改正案		
		人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの			人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
<u>23</u> 市長	地域生活支援助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	<u>24</u> 市長	地域生活支援助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
<u>24</u> 市長	日常生活用具給付等事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	<u>25</u> 市長	日常生活用具給付等事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
<u>25</u> 市長	<u>疾病児童日常生活用具給付事務</u> であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	<u>26</u> 市長	<u>疾病児童等日常生活用具給付事務</u> であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
<u>26</u> 市長	補聴器購入費助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	<u>27</u> 市長	補聴器購入費助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
<u>27</u> 市長	グループホーム等家賃助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	<u>28</u> 市長	グループホーム等家賃助成事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
<u>28</u> 市長	外国人生活保護事務で	医療保険給付関係情報、地	<u>29</u> 市長	外国人生活保護事務で	医療保険給付関係情報、地

現行		改正案		
	あって規則で定めるもの	方税関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報、公営住宅管理関係情報、子ども医療費助成関係情報、母子家庭等医療費		あって規則で定めるもの <u>健康増進法による健康増進事業の実施に関する</u>

現行		改正案	
	<p>助成関係情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、重心医療費助成関係情報、障害者福祉手当支給関係情報、地域生活支援助成関係情報、日常生活用具給付等関係情報、<u>疾病児童日常生活用具給付関係情報</u>、補聴器購入費助成関係情報又はグループホーム等家賃助成関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p><u>情報、子ども医療費助成関係情報、高校生等医療費助成関係情報、母子家庭等医療費助成関係情報、ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報、重度認知症高齢者介護手当支給関係情報、重心医療費助成関係情報、障害者福祉手当支給関係情報、地域生活支援助成関係情報、日常生活用具給付等関係情報、<u>疾病児童等日常生活用具給付関係情報</u>、補聴器購入費助成関係情報又はグループホーム等家賃助成関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に

現行				改正案			
	の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		関する情報又は就学援助事務に関する情報(以下「就学援助関係情報」という。)であって規則で定めるもの		の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		関する情報又は就学援助事務に関する情報(以下「就学援助関係情報」という。)であって規則で定めるもの
略				略			

○議案第4号資料

・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(職員の派遣)		(職員の派遣)	
第2条 略		第2条 略	
2 略		2 略	
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>)		(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	
(2) 略		(2) 略	
(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)		(3) 地方公務員法(<u>昭和25年法律第261号</u>)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)	

現行	改正案
(4) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規定により <u>引き続いて勤務させることとされ</u> 、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員	(4) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規定により <u>引き続き勤務させることとされ</u> 、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
<u>(5) 略</u>	<u>(5) 成田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u>
3 略 <u>(職務に復帰した職員に関する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の特例)</u>	<u>(6) 略</u> 3 略
<u>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第20号)第5条の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。次条において同じ。)を公務とみなす。</u> <u>(職務に復帰した職員に関する一般職職員の給与に関する条例の特例)</u>	<u>第5条 削除</u> <u>(職務に復帰した職員に関する一般職職員の給与に関する条例の特例)</u>
<u>第6条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。)に関する一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす。</u> <u>(採用された職員に関する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の特例)</u>	<u>第6条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。)に関する一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</u> <u>第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の特例)</u>

現行	改正案
<p>する手続及び効果に関する条例第5条の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。次条において同じ。)を公務とみなす。</p> <p>(採用された職員に関する一般職職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第16条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条において同じ。)に関する一般職職員の給与に関する条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務とみなす。</p>	<p>(採用された職員に関する一般職職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第16条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条において同じ。)に関する一般職職員の給与に関する条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>

・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規</p>

現行	改正案
<p>定により<u>引き続いて勤務させることとされ</u>、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略 (一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下<u>第8条までにおいて「一般の派遣職員」という。</u>)には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p>	<p>定により<u>引き続いている勤務させることとされ</u>、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>成田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略 (一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p>
<p>2・3 略 <u>(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の特例)</u></p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第20号)第5条の規定の適用については、派遣先の機関の業務(当該業務に係る地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。次条において同じ。)を公務とみなす。</p> <p>(一般職職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例</p>	<p>2・3 略 <u>第5条 削除</u></p> <p>(一般職職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例</p>

現行	改正案
第23号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。	第23号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務(当該業務に係る地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

・成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(降任、免職及び休職の手続) 第2条 略 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。	(降任、免職及び休職の手続) 第2条 略 2 職員の意に反する降任(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

附 則

現行	改正案
	<p>(降給の事由及び手続)</p> <p>4 法第27条第2項に規定する降給に係る条例で定める事由は、当分の間、一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)附則第23項の規定による職員の給料月額の異動とする。</p> <p>5 任命権者は、前項に規定する降給をする場合には、その旨を記載した書面の交付を行わない。この場合において、同項に規定する降給をする職員に、一般職職員の給与に関する条例附則第23項の規定により給料月額が異動するととなつた旨の通知を行うものとする。</p>

・成田市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条—第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条・第14条)</p> <p>第5章 雜則(第15条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28</p>

現行	改正案
<p>めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、国保大栄診療所で医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職</u></p>	<p>条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定により、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかるわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職</u></p>

現行	改正案
員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。	員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。	(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。	2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いで勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。	3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いで勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。	4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
5 略	<p>5 略</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p>

現行	改正案
	<p>(1) <u>一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)第19条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(国保大栄診療所の所長の職を除く。)</u></p> <p>(2) <u>成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監</u></p>

現行	改正案
	<p><u>督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>

現行	改正案
	<p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日か</u></p>

現行	改正案
	<p>ら起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。), 又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前各項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長する場合又は同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</p> <p>(延長した異動期間の期限の繰上げ)</p> <p>第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができる。</p> <p>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p>

現行	改正案
	<p><u>第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雜則</u></p>

現行	改正案								
附 則	<p>(委任)</p> <p><u>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>5 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td><td><u>61年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td><td><u>62年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td><td><u>63年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td><td><u>64年</u></td></tr> </table> <p>6 <u>前項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第　　号)第5条の規定による改正前の成田市職員の定年等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条ただし書に規定する職員には適用しない。</u></p> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>7 <u>任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び改正前の条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行</u></p>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>								

現行	改正案
	<p>うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)第27条第4項に規定する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)第27条第4項に規定する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

・成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p>

現行	改正案
2 略	2 略
3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4~6 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。	4~6 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第4条 略	第4条 略

現行	改正案
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p>
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
<p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

・成田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 略 (1) 略 (2) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員	第2条 略 (1) 略 (2) 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員 (4)・(5) 略
(育児短時間勤務をすることができない職員)	(育児短時間勤務をすることができない職員)
第9条 略 (1) 略 (2) 成田市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員	第9条 略 (1) 略 (2) 定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)	(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)
第16条 略	第16条 略
略	略
第5条第4項及 決定す 決定するものとし、その者の給料月額は、その者	第5条第4項及 決定す 決定するものとし、その者の給料月額は、その者

現行			改正案		
び第6項	る	の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	び第6項	る	の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第15条第1項	支 給 す る	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等(成田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第21号。以下「育児休業条例」という。)第16条に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第15条第1項	支 給 す る	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等(成田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第21号。以下「育児休業条例」という。)第16条に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	び第6項	る	の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
略			略		

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 略

略		
第21条第2項	第9条の2から 第11条まで及 び第11条の3	第10条、第11条及び第11条の3
再任用職員及	短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関	

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 略

略		
第21条第2項	第5条第3項か ら第9項まで、 第9条の2から 第11条まで及	第10条、第11条及び第11条の3

現行		改正案	
<u>び成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員</u>	する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。)	<u>び第11条の3定年前再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。)
(部分休業をすることができない職員)		(部分休業をすることができない職員)	
第19条 略		第19条 略	
(1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。)を除く。)		(1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。)を除く。)	
(部分休業の承認)		(部分休業の承認)	
第20条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u> を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。		第20条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	
2・3 略		2・3 略	
附 則		附 則 <u>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</u>	
		<u>8 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第23項の規定の適用について</u>	

現行	改正案
	<p>ては、同項中「<u>」とする」とあるのは、「<u>」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></u></p>

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(給料表等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、<u>すべて</u>の職員の職務を前項に規定する職務の級のいづれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。</p> <p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところ</u>により決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、<u>全て</u>の職員の職務を前項に規定する職務の級のいづれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。</p> <p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところ</u>により決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における<u>当該職員の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定</p>

現行	改正案
<p>による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8・9 略 <u>(再任用職員等の給料月額)</u></p> <p><u>第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8・9 略 <u>(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)</u></p> <p><u>第6条の2 成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号。以下「定年条例」という。)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第3条、第5条及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第11条 略</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときにおいてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であると</p>	<p>2 成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第3条及び第5条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第11条 略</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときにおいてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であると</p>

現行	改正案
<p>きは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>すべて</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>きは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>全て</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>
<p>3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、<u>すべて</u>の職員に支給する。</p>	<p>3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、<u>全て</u>の職員に支給する。</p>
<p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p>	<p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p>
<p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6ヵ月を超えない範囲内で1ヵ月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手當にあっては、1ヵ月)をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6ヵ月を超えない範囲内で1ヵ月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手當にあっては、1ヵ月)をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に</p>

現行	改正案
<p>つき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に</p>	<p>つき、それぞれ次に定める額(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職員を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に</p>

現行	改正案
<p>規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175), 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合), 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあっては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 (期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175), 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合), 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあっては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 (期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現行	改正案
3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。	3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。
4~6 略 (勤勉手当) 第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第15項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。	4~6 略 (勤勉手当) 第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第15項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
2 略 (1) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 当該 <u>再任用職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	2 略 (1) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
3~5 略 (特定職員の適用除外) 第21条 略	3~5 略 (特定職員の適用除外) 第21条 略
2 第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、 <u>再任用職員</u> 及び <u>成田市任期付職員</u> の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用さ	2 第5条第3項から第9項まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> には、適用しない。

現行	改正案
<p><u>れた職員には、適用しない。</u></p>	<p><u>3 第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。</u></p>
<p>3・4 略 (会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)</p>	<p>4・5 略 (会計年度任用短時間勤務職員の期末手当)</p>
<p>第28条 略</p> <p>2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第28条 略</p> <p>2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間における<u>当該会計年度任用短時間勤務職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(60歳に達した職員の給与に関する特例)</u></p> <p><u>23 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第25項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第 号)第5条の規定による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>(4) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>25 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第27項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>

現行	改正案																						
	<p><u>26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第25項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>28 附則第25項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第23項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>29 附則第23項から前項までに定めるもののほか、附則第23項の規定による給料月額、附則第25項の規定による給料その他附則第23項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>																						
別表第1	別表第1																						
行政職給料表	行政職給料表																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> </table>	職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> </table>	職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級													
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級													

現行												改正案																	
分	号給	給料 月額	分	号給	給料 月額																								
<u>再任用職員以外の職員</u>	略												<u>定年</u>	略															
<u>再任用職員以外の職員</u>		161,900	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000			<u>前再任用短時間勤務職員以外の職員</u>																
													<u>定年</u>	基準 給料 月額															
													<u>前再任用短時間勤務職員</u>	166,000	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000							
備考	略												備考	略															
別表第2													別表第2																
医療職給料表													医療職給料表																
職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		号給	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						

現行						改正案					
再任用職員 以外の職員	略					定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	略				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
備考 略						備考 略					

・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(給与の種類)		(給与の種類)	
第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職を占めるもの(以下「常勤の会計年度任用職員」という。)及び同法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。		第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職を占めるもの(以下「常勤の会計年度任用職員」という。)及び同法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	
2・3 略		2・3 略	
(特定職員の適用除外)		(特定職員の適用除外)	
第18条の2 第5条及び第5条の3の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員、成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規		第18条の2 第5条及び第5条の3の規定は、 <u>成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第13条又は第14条第1項</u> の規定により採用された職員、成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規	

現行	改正案
規定により採用された職員には、適用しない。 2 略	定により採用された職員には、適用しない。 2 略

○議案第5号資料

- ・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案																		
別表第1	別表第1																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略 学校評議員</td> <td>予算の範囲内で任命権者が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬額	略			略 学校評議員	予算の範囲内で任命権者が定める額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略 学校運営協議会委員</td> <td>予算の範囲内で任命権者が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬額	略			略 学校運営協議会委員	予算の範囲内で任命権者が定める額	
区分	種別	報酬額																	
略																			
略 学校評議員	予算の範囲内で任命権者が定める額																		
区分	種別	報酬額																	
略																			
略 学校運営協議会委員	予算の範囲内で任命権者が定める額																		

○議案第6号資料

- ・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】 (勤勉手当) 第20条の4 略	【第1条関係】 (勤勉手当) 第20条の4 略
2 略	2 略

現行											改正案										
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額											(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額										
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額											(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額										
3~5 略											3~5 略										
別表第1											別表第1										
行政職給料表											行政職給料表										
職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料 月額		号給	給料 月額																
再任用員以外の職員	1	132,300	146,100	171,700	223,200	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	再任用員以外の職員	1	136,200	150,100	175,300	226,100	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	133,200	147,200	174,400	224,900	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500		2	137,100	151,200	177,800	227,800	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	134,200	148,400	177,000	226,500	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000		3	138,100	152,400	180,300	229,400	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	135,100	149,500	179,600	228,100	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400		4	139,000	153,500	182,800	230,900	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	136,100	150,600	182,200	231,500	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300		5	140,000	154,600	185,200	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	137,100	151,700	183,900	233,100	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600		6	141,000	155,700	186,900	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	138,100	152,800	185,500	234,600	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700		7	142,000	156,800	188,500	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	139,100	153,900	187,200	236,200	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900		8	143,000	157,900	190,200	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	139,900	154,900	188,700	237,600	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900		9	143,800	158,900	191,700	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	140,900	156,300	190,400	239,300	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000		10	144,800	160,300	193,400	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000

現行												改正案												
		11	141,900	157,600	192,200	240,800	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	145,800	161,600	195,200	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100		
		12	143,000	158,900	193,900	242,400	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	146,900	162,900	196,900	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200		
		13	143,800	160,100	195,500	243,500	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900		13	147,700	164,100	198,500	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900		
		14	144,800	161,600	197,300	245,000	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700		14	148,700	165,600	200,300	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700		
		15	145,800	163,100	199,100	246,600	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700		15	149,800	167,100	202,100	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700		
		16	146,800	164,700	200,900	247,900	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	150,800	168,700	203,900	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		
		17	147,900	165,900	202,400	249,400	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	151,900	169,800	205,400	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		
		18	149,200	167,400	204,200	250,800	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	153,300	171,200	207,200	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		
		19	150,400	168,900	206,000	252,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	154,500	172,600	209,000	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		
		20	151,600	170,400	207,800	253,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	155,700	174,000	210,800	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		
		21	152,700	171,700	209,400	255,000	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	156,800	175,300	212,400	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		
		22	153,900	174,400	211,200	256,500	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	158,000	177,800	214,200	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		
		23	155,100	177,000	213,000	258,200	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	159,200	180,300	216,000	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		
		24	156,300	179,600	214,800	260,000	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	160,400	182,800	217,800	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		
		25	157,400	182,200	216,200	261,600	310,300	338,600	367,700	416,100	458,400		25	161,500	185,200	219,200	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100	458,400		
		26	158,900	183,900	218,000	263,300	312,400	340,500	369,600	417,600	461,500		26	163,000	186,900	221,000	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600	461,500		
		27	160,400	185,500	219,700	264,900	314,400	342,400	371,600	419,100	464,500		27	164,500	188,500	222,700	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100	464,500		
		28	161,900	187,200	221,500	266,500	316,400	344,300	373,600	420,700	467,500		28	166,000	190,200	224,500	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	467,500		
		29	163,300	188,700	223,200	268,400	318,100	345,900	375,100	422,300	470,500		29	167,400	191,700	226,100	269,400	318,100	345,900	375,100	422,300	470,500		
		30	164,700	190,400	224,900	270,200	320,100	347,800	376,900	423,600	473,500		30	168,800	193,400	227,800	271,200	320,100	347,800	376,900	423,600	473,500		
		31	166,200	192,200	226,500	271,900	322,200	349,700	378,700	424,900	476,500		31	170,300	195,200	229,400	272,900	322,200	349,700	378,700	424,900	476,500		
		32	167,700	193,900	228,100	273,600	324,300	351,500	380,300	426,100	479,600		32	171,800	196,900	230,900	274,600	324,300	351,500	380,300	426,100	479,600		
		33	169,100	195,500	229,500	275,300	325,500	353,400	382,100	427,300	482,300		33	173,100	198,500	232,200	276,200	325,500	353,400	382,100	427,300	482,300		
		34	170,900	196,900	231,200	277,000	327,500	355,200	383,500	428,600	485,400		34	174,800	199,900	233,800	277,900	327,500	355,200	383,500	428,600	485,400		
		35	172,700	198,400	232,800	278,800	329,400	357,000	385,000	429,900	488,400		35	176,500	201,400	235,400	279,700	329,400	357,000	385,000	429,900	488,400		
		36	174,500	199,900	234,400	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	491,500		36	178,200	202,900	236,900	281,200	331,500	358,700	386,600	431,100	491,500		
		37	176,200	201,200	235,400	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	494,200		37	179,900	204,200	237,900	282,400	333,400	360,100	388,000	432,300	494,200		

現行												改正案												
	38	177,900	202,500	236,900	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	496,500			38	181,300	205,500	239,400	284,100	335,300	361,400	389,200	433,100	496,500		
	39	179,600	203,700	238,300	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	498,800			39	183,000	206,700	240,700	285,700	337,300	362,800	390,400	433,900	498,800		
	40	181,300	205,000	239,500	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	501,100			40	184,500	208,000	241,900	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	501,100		
	41	182,800	206,300	240,700	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	503,200			41	185,800	209,300	243,100	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	503,200		
	42	184,200	207,600	241,900	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	504,600			42	187,200	210,600	244,100	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	504,600		
	43	185,500	208,900	242,900	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	506,100			43	188,500	211,900	245,100	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	506,100		
	44	186,900	210,200	244,100	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	507,500			44	189,900	213,200	246,100	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	507,500		
	45	188,400	211,300	245,400	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	508,700			45	191,400	214,300	247,200	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	508,700		
	46	189,700	212,600	246,400	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	510,100			46	192,700	215,600	248,100	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	510,100		
	47	191,100	213,900	247,600	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	511,600			47	194,100	216,900	249,000	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	511,600		
	48	192,500	215,200	248,900	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	513,100			48	195,500	218,200	250,000	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	513,100		
	49	193,800	216,300	249,800	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	514,200			49	196,800	219,200	250,900	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	514,200		
	50	194,900	217,400	251,100	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	515,300			50	197,900	220,300	252,200	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	515,300		
	51	196,000	218,400	252,300	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	516,500			51	199,000	221,300	253,400	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	516,500		
	52	197,200	219,500	253,600	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	517,700			52	200,200	222,300	254,700	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	517,700		
	53	198,300	220,600	255,000	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	518,700			53	201,300	223,300	256,000	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	518,700		
	54	199,400	221,600	256,400	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	519,600			54	202,400	224,200	257,400	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	519,600		
	55	200,300	222,500	257,600	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	520,500			55	203,300	225,100	258,600	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	520,500		
	56	201,400	223,500	258,800	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	521,400			56	204,400	226,000	259,800	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	521,400		
	57	202,500	223,800	260,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	522,200			57	205,500	226,300	260,900	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	522,200		
	58	203,500	224,600	261,200	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	523,100			58	206,400	227,100	262,100	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	523,100		
	59	204,500	225,400	262,500	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	523,800			59	207,400	227,800	263,400	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	523,800		
	60	205,500	226,100	263,600	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	524,300			60	208,400	228,500	264,500	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	524,300		
	61	206,600	226,800	264,700	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	525,000			61	209,500	229,200	265,600	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	525,000		
	62	207,500	227,800	265,800	321,700	365,200	381,700	404,100		525,600			62	210,400	230,000	266,600	321,700	365,200	381,700	404,100		525,600		
	63	208,400	228,600	267,100	322,900	365,900	382,300	404,400		526,400			63	211,300	230,700	267,800	322,900	365,900	382,300	404,400		526,400		
	64	209,300	229,400	268,400	324,100	366,600	382,900	404,700		527,000			64	212,200	231,300	268,900	324,100	366,600	382,900	404,700		527,000		

現行												改正案													
65	210,000	230,100	269,400	324,800	366,900	383,300	405,000			527,500			65	212,800	231,900	269,900	324,800	366,900	383,300	405,000			527,500		
66	210,800	230,800	270,500	325,700	367,600	383,900	405,300						66	213,600	232,500	270,900	325,700	367,600	383,900	405,300					
67	211,500	231,700	271,800	326,500	368,300	384,500	405,600						67	214,300	233,100	272,000	326,500	368,300	384,500	405,600					
68	212,300	232,700	273,100	327,300	369,000	385,100	405,900						68	215,000	233,800	273,100	327,300	369,000	385,100	405,900					
69	212,700	233,400	274,000	328,200	369,300	385,500	406,100						69	215,400	234,500	274,000	328,200	369,300	385,500	406,100					
70	213,300	234,000	275,000	328,600	369,900	386,000	406,400						70	215,800	235,100	275,000	328,600	369,900	386,000	406,400					
71	213,600	234,500	275,900	329,300	370,600	386,500	406,700						71	216,100	235,600	275,900	329,300	370,600	386,500	406,700					
72	214,000	235,200	277,000	330,100	371,200	387,100	407,000						72	216,400	236,300	277,000	330,100	371,200	387,100	407,000					
73	214,200	236,000	278,100	330,900	371,500	387,400	407,200						73	216,600	237,000	278,100	330,900	371,500	387,400	407,200					
74	214,600	236,600	279,100	331,600	372,100	387,800	407,500						74	217,000	237,600	279,100	331,600	372,100	387,800	407,500					
75	215,100	237,200	280,000	332,300	372,800	388,200	407,800						75	217,400	238,200	280,000	332,300	372,800	388,200	407,800					
76	215,700	237,700	281,000	333,000	373,400	388,600	408,000						76	218,000	238,700	281,000	333,000	373,400	388,600	408,000					
77	215,900	238,400	281,500	333,500	373,800	388,900	408,200						77	218,200	239,300	281,500	333,500	373,800	388,900	408,200					
78	216,600	239,100	282,400	334,100	374,300	389,200	408,500						78	218,700	240,000	282,400	334,100	374,300	389,200	408,500					
79	217,100	239,800	283,100	334,600	374,900	389,500	408,800						79	219,100	240,700	283,100	334,600	374,900	389,500	408,800					
80	217,600	240,300	284,000	335,200	375,400	389,800	409,000						80	219,500	241,200	284,000	335,200	375,400	389,800	409,000					
81	218,300	240,800	285,000	335,500	375,900	390,000	409,200						81	220,000	241,700	285,000	335,500	375,900	390,000	409,200					
82	218,600	241,500	285,800	336,000	376,500	390,300	409,500						82	220,300	242,300	285,800	336,000	376,500	390,300	409,500					
83	219,200	242,200	286,600	336,400	377,000	390,600	409,800						83	220,600	242,900	286,600	336,400	377,000	390,600	409,800					
84	219,900	242,900	287,400	336,900	377,300	390,800	410,000						84	221,000	243,400	287,400	336,900	377,300	390,800	410,000					
85	220,500	243,500	288,200	337,300	377,700	391,000	410,200						85	221,500	243,900	288,200	337,300	377,700	391,000	410,200					
86	220,900	244,200	288,700	337,800	378,200	391,300							86	221,900	244,500	288,700	337,800	378,200	391,300						
87	221,300	244,900	289,100	338,300	378,600	391,600							87	222,300	245,100	289,100	338,300	378,600	391,600						
88	222,000	245,600	289,600	338,800	379,000	391,800							88	223,000	245,600	289,600	338,800	379,000	391,800						
89	222,500	246,100	289,800	339,100	379,400	392,000							89	223,400	246,100	289,800	339,100	379,400	392,000						
90	223,000	246,600	290,100	339,500	379,900	392,300							90	223,900	246,600	290,100	339,500	379,900	392,300						
91	223,500	246,900	290,300	340,000	380,300	392,600							91	224,400	246,900	290,300	340,000	380,300	392,600						

現行								改正案							
	92	223,900	247,300	290,700	340,400	380,700	392,800								
	93	224,300	247,600	290,900	340,700	381,000	393,000								
	94	224,700		291,100	341,100										
	95	225,100		291,500	341,600										
	96	225,400		291,800	342,000										
	97	225,700		292,100	342,200										
	98	226,200		292,400	342,600										
	99	226,700		292,700	343,100										
	100	227,200		293,100	343,500										
	101	227,600		293,400	343,700										
	102	228,100		293,800	344,100										
	103	228,700		294,100	344,500										
	104	229,300		294,500	344,800										
	105	229,700		294,700	345,100										
	106	230,200		294,900	345,500										
	107	230,500		295,200	345,900										
	108	230,900		295,600	346,300										
	109	231,100		295,800	346,800										
	110	231,500		296,100	347,200										
	111	232,000		296,500	347,600										
	112	232,400		296,900	348,000										
	113	232,600		297,100	348,500										
	114	233,100		297,400	348,900										
	115	233,600		297,800	349,200										
	116	234,100		298,100	349,500										
	117	234,400		298,300	350,000										
	118	234,800		298,600											

現行										改正案														
		119	235,200		299,000								119	235,200		299,000								
		120	235,600		299,300								120	235,600		299,300								
		121	236,000		299,500								121	236,000		299,500								
		122			299,900								122			299,900								
		123			300,300								123			300,300								
		124			300,600								124			300,600								
		125			300,800								125			300,800								
		126			301,000								126			301,000								
		127			301,300								127			301,300								
		128			301,700								128			301,700								
		129			301,900								129			301,900								
		130			302,100								130			302,100								
		131			302,400								131			302,400								
		132			302,700								132			302,700								
		133			303,100								133			303,100								
		134			303,300								134			303,300								
		135			303,600								135			303,600								
		136			303,900								136			303,900								
		137			304,200								137			304,200								
再任用職員			161,900	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000		再任用職員			166,000	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	441,000

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級

現行						改正案					
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000		2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200		3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500		4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700		5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900		6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100		7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300		8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300		9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400		10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500		11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600		12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700		13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800		14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900		15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000		16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100		17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100		18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100		19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100		20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900		21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700		22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600		23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500		24	333,800	401,800	454,900	519,500

現行							改正案						
	25	<u>334,100</u>	403,800	456,900	521,200			25	<u>337,300</u>	403,800	456,900	521,200	
	26	<u>336,800</u>	406,100	459,200	523,000			26	<u>339,800</u>	406,100	459,200	523,000	
	27	<u>339,400</u>	408,300	461,400	524,800			27	<u>342,400</u>	408,300	461,400	524,800	
	28	<u>342,000</u>	410,600	463,700	526,600			28	<u>344,700</u>	410,600	463,700	526,600	
	29	<u>344,800</u>	412,900	465,800	528,200			29	<u>347,100</u>	412,900	465,800	528,200	
	30	<u>346,700</u>	415,000	468,100	530,000			30	<u>348,900</u>	415,000	468,100	530,000	
	31	<u>348,900</u>	417,000	470,400	531,800			31	<u>350,700</u>	417,000	470,400	531,800	
	32	<u>351,300</u>	419,100	472,600	533,600			32	<u>352,700</u>	419,100	472,600	533,600	
	33	<u>353,500</u>	421,000	474,600	535,200			33	<u>354,900</u>	421,000	474,600	535,200	
	34	<u>355,800</u>	422,800	476,700	537,000			34	<u>357,200</u>	422,800	476,700	537,000	
	35	<u>357,900</u>	424,600	478,800	538,700			35	<u>359,300</u>	424,600	478,800	538,700	
	36	<u>360,200</u>	426,600	480,900	540,500			36	<u>361,600</u>	426,600	480,900	540,500	
	37	<u>362,400</u>	428,500	483,000	542,100			37	<u>363,700</u>	428,500	483,000	542,100	
	38	<u>364,800</u>	430,500	484,800	543,700			38	<u>366,100</u>	430,500	484,800	543,700	
	39	<u>367,000</u>	432,400	486,600	545,100			39	<u>368,300</u>	432,400	486,600	545,100	
	40	<u>369,000</u>	434,400	488,400	546,700			40	<u>370,300</u>	434,400	488,400	546,700	
	41	<u>371,300</u>	436,200	490,100	548,200			41	<u>372,500</u>	436,200	490,100	548,200	
	42	<u>372,500</u>	438,000	491,900	549,600			42	<u>373,500</u>	438,000	491,900	549,600	
	43	<u>373,900</u>	439,700	493,700	551,000			43	<u>374,300</u>	439,700	493,700	551,000	
	44	<u>375,000</u>	441,500	495,500	552,300			44	<u>375,000</u>	441,500	495,500	552,300	
	45	<u>376,200</u>	443,300	497,100	553,500			45	<u>376,200</u>	443,300	497,100	553,500	
	46	<u>377,600</u>	445,100	498,800	554,500			46	<u>377,600</u>	445,100	498,800	554,500	
	47	<u>379,100</u>	446,900	500,600	555,500			47	<u>379,100</u>	446,900	500,600	555,500	
	48	<u>380,600</u>	448,600	502,400	556,500			48	<u>380,600</u>	448,600	502,400	556,500	
	49	<u>381,700</u>	450,400	504,000	557,500			49	<u>381,700</u>	450,400	504,000	557,500	
	50	<u>382,700</u>	452,100	505,300	558,400			50	<u>382,700</u>	452,100	505,300	558,400	
	51	<u>383,700</u>	453,900	506,600	559,300			51	<u>383,700</u>	453,900	506,600	559,300	

現行							改正案						
		52	384,500	455,700	507,900	560,200			52	384,500	455,700	507,900	560,200
		53	385,400	457,600	508,900	561,000			53	385,400	457,600	508,900	561,000
		54	386,300	458,800	510,200	561,900			54	386,300	458,800	510,200	561,900
		55	387,000	460,000	511,500	562,800			55	387,000	460,000	511,500	562,800
		56	387,900	461,200	512,800	563,700			56	387,900	461,200	512,800	563,700
		57	388,600	462,400	513,800	564,600			57	388,600	462,400	513,800	564,600
		58	389,500	463,400	514,600	565,500			58	389,500	463,400	514,600	565,500
		59	390,300	464,400	515,400	566,400			59	390,300	464,400	515,400	566,400
		60	391,100	465,400	516,200	567,100			60	391,100	465,400	516,200	567,100
		61	391,600	466,200	517,100	568,000			61	391,600	466,200	517,100	568,000
		62	392,100	466,900	517,900	568,900			62	392,100	466,900	517,900	568,900
		63	392,500	467,600	518,800	569,800			63	392,500	467,600	518,800	569,800
		64	393,000	468,300	519,600	570,700			64	393,000	468,300	519,600	570,700
		65	393,300	469,000	520,500	571,600			65	393,300	469,000	520,500	571,600
		66		469,700	521,400	572,500			66		469,700	521,400	572,500
		67		470,400	522,100	573,400			67		470,400	522,100	573,400
		68		471,000	523,000	574,300			68		471,000	523,000	574,300
		69		471,300	523,900	575,200			69		471,300	523,900	575,200
		70		472,000	524,700	576,100			70		472,000	524,700	576,100
		71		472,700	525,600	577,000			71		472,700	525,600	577,000
		72		473,400	526,500	577,900			72		473,400	526,500	577,900
		73		473,800	527,300	578,800			73		473,800	527,300	578,800
		74		474,400	528,200	579,700			74		474,400	528,200	579,700
		75		475,100	529,100	580,600			75		475,100	529,100	580,600
		76		475,800	529,800	581,500			76		475,800	529,800	581,500
		77		476,200	530,600	582,400			77		476,200	530,600	582,400
		78		476,800	531,500	583,300			78		476,800	531,500	583,300

現行						改正案					
		79		477,400	532,400	584,200		79		477,400	532,400
		80		477,900	533,300	585,100		80		477,900	533,300
		81		478,500	534,100	586,000		81		478,500	534,100
		82		479,000	535,000	586,900		82		479,000	535,000
		83		479,500	535,900	587,800		83		479,500	535,900
		84		480,000	536,800	588,700		84		480,000	536,800
		85		480,400	537,600	589,600		85		480,400	537,600
		86		481,000	538,500	590,500		86		481,000	538,500
		87		481,400	539,400	591,400		87		481,400	539,400
		88		481,900	540,300	592,300		88		481,900	540,300
		89		482,400	541,100	593,200		89		482,400	541,100
		90		483,000		594,100		90		483,000	
		91		483,600		595,000		91		483,600	
		92		484,000		595,900		92		484,000	
		93		484,500		596,800		93		484,500	
		94		485,100		597,700		94		485,100	
		95		485,700		598,600		95		485,700	
		96		486,300		599,500		96		486,300	
		97		486,800		600,400		97		486,800	
		98				601,300		98			601,300
		99				602,200		99			602,200
		100				603,100		100			603,100
		101				604,000		101			604,000
		102				604,900		102			604,900
		103				605,800		103			605,800
		104				606,700		104			606,700
		105				607,600		105			607,600

現行						改正案						
	106				608,500		106				608,500	
	107				609,400		107				609,400	
	108				610,300		108				610,300	
	109				611,200		109				611,200	
	110				612,100		110				612,100	
	111				613,000		111				613,000	
	112				613,900		112				613,900	
	113				614,800		113				614,800	
	114				615,700		114				615,700	
	115				616,600		115				616,600	
	116				617,500		116				617,500	
	117				618,400		117				618,400	
	118				619,300		118				619,300	
	119				620,200		119				620,200	
	120				621,100		120				621,100	
	121				622,000		121				622,000	
	122				622,900		122				622,900	
	123				623,800		123				623,800	
	124				624,700		124				624,700	
	125				625,600		125				625,600	
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000		再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

【第2条関係】
(勤勉手当)

備考 略

【第2条関係】
(勤勉手当)

現行	改正案
<p>第20条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し, 又は死亡した職員にあっては, 退職し, 又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>	<p>第20条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し, 又は死亡した職員にあっては, 退職し, 又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>

○議案第7号資料

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条関係】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>【第1条関係】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

現行	改正案
<p>3・4 略</p> <p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p> <p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

○議案第8号資料

・特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>【第1条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現行	改正案
<p>3 略</p> <p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>3 略</p> <p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

○議案第9号資料

・成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、 同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援</p>

現行	改正案
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略

○議案第10号資料

・成田市駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正案				
別表			別表				
1 略			1 略				
2 買物駐車場			2 買物駐車場				
自動車等の種類	単位	料金	自動車等の種類	単位	料金		
普通自動車等	1回につ き	<u>3時間</u> までの1時間 までごとに	100円	普通自動車等	1回につ き	<u>2時間</u> までの1時間 までごとに	100円
		<u>3時間</u> を超えた後の 30分までごとに	100円			<u>2時間</u> を超えた後の 30分までごとに	100円